

平成26年4月28日

## ビットコインを始めとするインターネット上の仮想通貨の利用 について

ビットコインの取引所である株式会社MTG OXについては、本年2月26日に取引停止に際しての注意喚起を行ったところですが、4月24日に東京地方裁判所により破産手続の開始決定がなされました。

ビットコインは、各国政府や中央銀行による信用の裏付けのあるものではありません。消費者の皆様におかれましては、こうしたいわゆるインターネット上の仮想通貨の利用に当たって、その仕組みやリスクを十分に理解・納得の上で利用されることが必要です。

なお、必要な際には、お近くの消費生活センター等まで御相談ください。

**【本件問合せ先】**

消費者庁消費者政策課 吉田、佐藤（沙）、佐川  
電話：03-3507-9186（直通）  
FAX：03-3507-9287